

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)

介護保険法第46条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 二 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前二号の規定により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

居宅介護支援費

イ 居宅介護支援費(1月につき)

(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)

(一)要介護1又は要介護2	1,053 単位
(二)要介護3, 要介護4又は要介護5	1,368 単位

(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)

(一)要介護1又は要介護2	527 単位
(二)要介護3, 要介護4又は要介護5	684 単位

(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)

(一)要介護1又は要介護2	316 単位
(二)要介護3, 要介護4又は要介護5	410 単位

注6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。